

令和8年度商品力・販売力強化支援事業募集要項

秋田県では、地域の農林水産物の特色を活かした魅力的な商品の開発や販路開拓等の取組を支援し、農林漁業者の所得向上を図るため、商品力・販売力強化支援事業の対象者を募集します。

第1 募集期間

令和8年8月10日（月）から令和8年9月30日（水）まで

第2 事業の種類

1 重点分野タイプ

米、しいたけ若しくはさつまいもを活用した取組又は一次加工（カット、ペースト、皮むき、冷凍等）を行う取組

2 異業種連携タイプ

農林漁業者及び他業種の事業者をもって構成する連携体（以下「異業種連携体」という。）による取組

第3 募集対象者

秋田県内に住所を有し、又は事業所を有する方であって、次のいずれかに該当し、県産農林水産物を活用した商品の開発・販売、サービスの提供に取り組む方が対象です。

- 1 農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、農業協同組合等
- 2 異業種連携体及び当該連携体を構成する食品加工業者、販売業者等

第4 対象となる取組の要件

次の要件を全て満たす必要があります。

- 1 県産農林水産物の特色を活かした商品開発・販路開拓等の取組であること。
- 2 事業実施年度の3月末までに事業完了が確実と見込まれること。
- 3 事業実施後3年目の対象商品等の販売額が100万円以上となる計画を有すること。
- 4 他の公的助成事業における対象経費と重複しないこと。

第5 対象事業及び対象経費等

事業内容	補助対象経費	補助金の額
1 商品・サービスの開発・改良 ・試作品の製造やサービスの実証 ・パッケージデザイン等の開発 ・成分分析等の検査 ・市場調査・研究 ・その他必要と認められるもの	謝金、旅費、リース料、試作費、原材料費、委託費、検査・試験・分析費、共同研究費、知的財産権等取得費、会場使用料、通信運搬費、消耗品費等	予算の範囲内において、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）の2分の1に相当する額（上限100万円）
2 販路開拓・販売促進 ・展示会等への出展 ・商品紹介資料や販促物の作成 ・その他必要と認められるもの	謝金、旅費、出展料、リース料、通信運搬費、消耗品費等	とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

第6 対象経費に関する留意事項

- 1 補助金交付決定前の事業着手は対象外です。
- 2 支払実績の証明ができない経費は、補助対象経費と認めません。事業実績報告時に会計書類（契約書・納品書・請求書・振込伝票等）の写しの提出が必要です。
- 3 原材料・資材購入費は、試作品製造・サービスの実証に係る必要最小限の経費のみとし、販売開始以降の経費は対象経費と認めません。

第7 遵守事項

採択された事業実施主体は、次の支援プログラムに全て参加する必要があります。

- 1 商品開発等に当たっては、県が派遣する専門家からのアドバイスを受けること。
- 2 県が主催する商品開発や改良に関するノウハウ等の習得を目的とした集合研修や交流会に参加すること。
- 3 開発した商品等については、知事が別に定めるコンテスト等に出品すること。

第8 応募方法

- 1 申請書類
 - (1) 別記様式第1号
 - (2) 別記様式第2号
 - (3) 添付書類
 - ア 応募者が法人の場合は定款の写し及び登記簿謄本
 - イ 異業種連携タイプは連携体の規約等の写し
 - ウ 補助対象経費の積算根拠となる見積書等の写し
 - エ 実施内容の詳細が分かる資料（パンフレット、図面、写真等）
- 2 提出期限
令和8年9月30日（水）午後5時必着
- 3 提出先
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 秋田県庁4階
秋田県農林水産部 農業経済課 調整・六次産業化チーム
電 話：018-860-1763
ファクシミリ：018-860-3806
E-mail：noukei@pref.akita.lg.jp
- 4 提出方法
電子メール、郵送、持参

第9 審査方法

- 1 事業実施計画の審査は、県が設置する審査会が行います。
- 2 審査会の審査結果を踏まえ、承認（採択）する事業実施計画を決定します。
- 3 審査結果（承認又は不採択）は後日申請者あてに通知します。
- 4 承認となった場合には、商号・名称、代表者名、事業テーマ等を公表します。

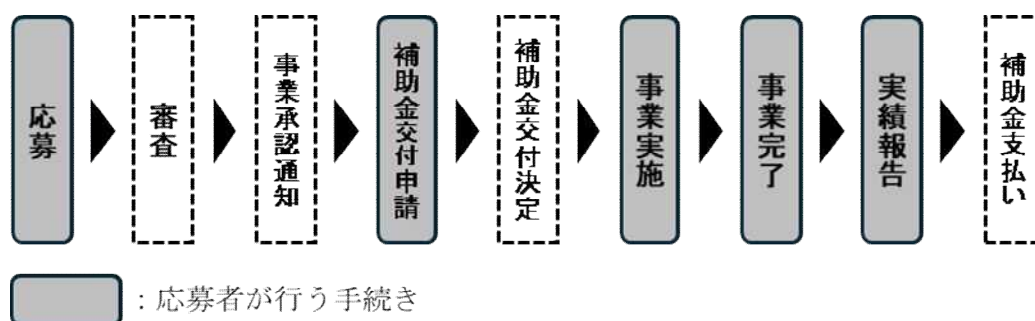
第10 審査基準

区分	項目
市場性・優位性	商品・サービスのコンセプトに納得感があるか。
	ターゲットとなる顧客像が具体的にイメージされているか。
	競合商品・サービスに対して独自の強みや差別化が明確か。
	事前の市場調査等に基づき、顧客ニーズを捉えているか。
事業内容	事業内容に一貫性と説得力があるか。
	経費支出は事業内容に合致しているか。
	事業完了までのスケジュールは現実的で実効性が高いか。
推進体制	原材料の調達や生産・販売などの体制が整っているか。
成果目標	成果目標の設定は論理的で、達成に向けた道筋が見えているか。
事業効果	農林漁業者の所得向上につながる取組となっているか。

第11 事業終了後の報告義務

事業実施年度を含めて4年間（令和8～11年度）、各年度における補助事業の成果について報告していただきます。

第12 事業の主な流れ



書類作成に関するお問い合わせは、最寄りの地域振興局でも受け付けています。

【最寄りの県相談窓口のご案内】

- | | | |
|----------------------|------------------|-----------------|
| ○ 鹿角地域振興局農林部農業振興普及課 | 鹿角市花輪字六月田1番地 | 電話：0186-23-2123 |
| ○ 北秋田地域振興局農林部農業振興普及課 | 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 | 電話：0186-62-3950 |
| ○ 山本地域振興局農林部農業振興普及課 | 能代市御指南町1番10号 | 電話：0185-52-2161 |
| ○ 秋田地域振興局農林部農業振興普及課 | 秋田市山王四丁目1番2号 | 電話：018-860-3371 |
| ○ 由利地域振興局農林部農業振興普及課 | 由利本荘市水林366番地 | 電話：0184-22-7551 |
| ○ 仙北地域振興局農林部農業振興普及課 | 大仙市大曲上栄町13番62号 | 電話：0187-63-6111 |
| ○ 平鹿地域振興局農林部農業振興普及課 | 横手市旭川一丁目3番41号 | 電話：0182-32-9501 |
| ○ 雄勝地域振興局農林部農業振興普及課 | 湯沢市千石町二丁目1番10号 | 電話：0183-73-5180 |